

問1 業務報酬基準が定められているなか、なぜ本基準及び要領を作成したのですか。

「業務報酬基準」は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもので、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない、と定められております（建築士法第22条の3の4）。

国土交通省大臣官房官庁管繕部及び地方整備局等管繕部においても、この業務報酬基準に基づいて設計業務等委託料を算定しておりますが、業務報酬基準とは別に、官庁施設に係る設計業務等を委託に付する場合における標準的な積算の方法（より細かい内容）を定め、より適正な積算を行っています。

問2 官庁施設（国家機関の建築物及びその附帯施設）以外を対象とした設計業務等を委託する場合においても、本基準及び同要領を使用して問題ありませんか。

本基準及び同要領は、国土交通省大臣官房官庁管繕部及び地方整備局等管繕部が官庁施設に係る設計業務等の標準的な積算を実施するための基準・要領として制定したものです。業務報酬基準に基づいて設計業務等委託料を算定する場合において、使用者の責任の中で、準用いただくことは問題ありません。

問3 官庁管繕部が発注する設計業務等の一般的な業務範囲を教えてください。

公共建築設計業務委託共通仕様書（設計業務の場合）、建築工事監理業務委託共通仕様書（工事監理業務の場合）をご覧ください。なお、各案件の特記事項については、特記仕様書に明示しています。（一般業務以外の業務を委託範囲とする場合は、追加業務として特記仕様書へ明記した上で、設計業務等委託料の計上を行っています。）

問4 本基準及び同要領が改定されるタイミングを教えてください。

原則、「業務報酬基準」が改正されるタイミングに合わせて改定されます。

## URL・問合せ先

<各種URL>

- 官庁施設の設計業務等積算基準、官庁施設の設計業務等積算要領  
官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について  
官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領の解説

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_gyoumusekisanbijun.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumusekisanbijun.htm)

- 令和6年国土交通省告示第8号、業務報酬基準ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html)

- 公共建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理業務委託共通仕様書

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

<問合せ先>

国土交通省大臣官房官庁管繕部整備課 電話：03-5253-8111

※官庁施設の設計業務等積算基準や参考資料については「官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料 令和6年版」（一般社団法人公共建築協会）に、公共建築設計業務委託共通仕様書や特記仕様書の記載例等については、「公共建築設計業務委託共通仕様書 建築工事監理業務委託共通仕様書 令和6年版」（一般社団法人公共建築協会）に掲載されておりますので、適宜、ご参照ください。

## 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要

令和7年●月版

## 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」とは

建築士法に規定される業務報酬基準※の考え方に基づき、官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの

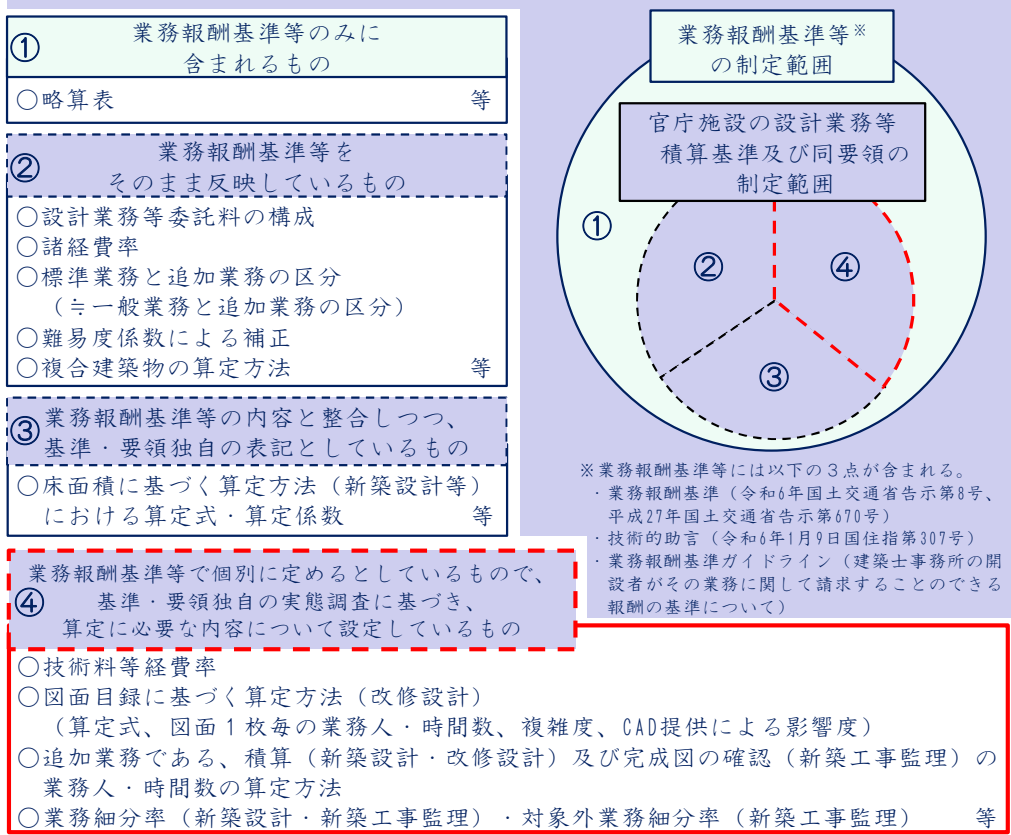
※建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

作成：国土交通省大臣官房官庁管繕部整備課

# 1 「業務報酬基準」と「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の位置づけ

- 「業務報酬基準（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）」は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。
- 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない（建築士法第22条の3の4）。
- 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、**国土交通省大臣官房官庁管繕部及び地方整備局等管繕部**が官庁施設の管繕を実施するための基準・要領として制定したものであり、業務報酬基準の考え方にに基づき、**官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの**。

## ～位置づけのイメージ図～



## 2 改定の経緯

H21.4.1	「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を制定
H28.2.1	一部改定 平成27年国土交通省告示第670号の反映等
H31.1.21	一部改定 平成31年国土交通省告示第98号の反映等
R6.1.9	一部改定 業務報酬基準の改正※を反映するとともに、官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直し（R6.3.26に軽微な改定） ※平成31年国土交通省告示第98号を廃止し、令和6年国土交通省告示第8号を制定。平成27年国土交通省告示第670号は改正なし。

## 3 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料 = 直接人件費 + 諸経費 + 技術料等経費 + 特別経費 + 消費税等相当額

なお、新築工事等の設計業務等の場合※1は、諸経費率※2：1.1、技術料等経費率※3：0.15であるため、以下の算定式となる。  
 ※1 官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.、3.、5.又は6.の算定方法による場合  
 ※2 直接人件費に対する諸経費の割合  
 ※3 直接人件費と諸経費の合計に対する技術料等経費の割合

設計業務等委託料 = 直接人件費 × 2.415 + 特別経費 + 消費税等相当額

## ～算定例（新築工事の設計業務の場合）～

■床面積5000㎡の一般的な庁舎の場合の算定例 ※数値の取扱い（端数処理等）について、簡易的に計算

○一般業務  
 総合：(4.2525 × 5,000<sup>0.8833</sup>) × 0.84 = 6,610.34 人・時間  
 構造：(2.7775 × 5,000<sup>0.7672</sup>) × 0.85 × 1.13 = 1,836.54 人・時間  
 設備：(0.3436 × 5,000<sup>1.0615</sup>) × 0.85 × 1.09 = 2,687.54 人・時間

○追加業務（積算業務）  
 総合：(4.2525 × 5,000<sup>0.8833</sup>) × 0.55 × 0.25 = 1,082.05 人・時間  
 構造：(2.7775 × 5,000<sup>0.7672</sup>) × 0.63 × 0.25 = 301.15 人・時間  
 設備：(0.3436 × 5,000<sup>1.0615</sup>) × 0.60 × 0.25 = 435.11 人・時間

計 12,952.73 人・時間  
 ≒ 1,619 人・日

直接人件費：1,619（人・日）× 38,400 = 62,169,600円

**設計業務等委託料 = 直接人件費 × 2.415 + 特別経費 + 消費税等相当額：約 1億6,500万円**

- (算定条件)  
 ○建築物の類型・用途等：業務施設【第四号】庁舎【第2類】 ○床面積：5,000㎡ ○単一用途（複合建築物では無い）  
 ○難易度係数：「特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上的建築物」（構造・設備）  
 ○一般業務：基本設計及び実施設計に関する業務（設計意図伝達業務は含まない。） ○追加業務：積算業務  
 ○特別経費：無し ○設計業務委託等技術者単価の技師（C）を適用（令和6年度：38,400円）  
 ※算定例では積算業務のみを追加業務としているが、その他の追加業務がある場合は、別途適切に積み上げる。  
 ※「一般業務に係る業務人・時間数」の算定にあたっての算定係数は建築物の類型・用途等・適用規模によって異なる。

- 新築工事の設計業務の他、以下の業務の算定方法も示している。
- ・改修工事の設計業務 (図面目録に基づく算定)
  - ・耐震改修工事の設計業務 (床面積に基づく算定)
  - ・設計意図伝達業務 (業務内容に基づく算定、床面積に基づく算定)
  - ・新築工事の工事監理業務 (床面積に基づく算定)
  - ・改修工事の工事監理業務 (業務内容に基づく算定)
  - ・耐震診断業務 (床面積に基づく算定)